

## PR展示ブース設置工事 仕様書

### 1 目的

志免町（以下「本町」という。）の立地や住みやすさ等、その概要や魅力を内外に発信することで本町への関心を高め、「住んでみたい」「住み続けたい」という欲求や行動を促進するためのPR展示ブースを設置し、各種プロモーションの機会とあわせて戦略的な活用を図り、町の魅力向上や関係及び定住人口等の拡大につなげていくことを目的とする。

### 2 件名

PR展示ブース設置工事（以下「本件」という。）

### 3 期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 4 内容

本件においては、次の事項を実施するものとする。

#### （1）デザイン

町の紹介のためのパネル・ポスターや公式キャラクターグッズ、フレンドリータウン協定に基づくTシャツやタオルマフラーといった各種グッズ等を効果的・効率的に展示しPRするためのブースのデザインを行う。なお、サイズについては、おおむねW2300mm x D600mm x D2600mm程度とし、役場庁舎1階エレベーター前に設置するものとする。

#### （2）工事

（1）のデザインを基に設置工事を行うとともに、既存の展示パネルの移設を行う。なお、ブースに必要となる電源工事については、別途町で行うこととする。

### 5 成果品

本件においては、次の成果品を本町に納入すること。

ア PR展示ブース

イ 設置図面の電子データを収録した電子媒体

### 6 その他留意事項

- （1）本仕様書は、企画提案及び見積書を作成する上で考慮していただきたい最低限の要件を示すものであり、掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。
- （2）契約書及び本仕様書のほか、関係法令等（本町の条例及び規則等を含む。）を遵守すること。

- (3) 受注決定後は、円滑に事務が進むよう、十分な実施体制と実施スケジュールで臨むこととし、本町担当者と連絡を密にし、常に連携がとれる窓口を設置すること。また、本件の目的を十分に理解の上、適正な人材を配置すること。
- (4) 本件の遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律を順守し、情報漏えいがないように十分注意すること。また、本件の遂行に当たり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、本件が完了した後も同様とする。
- (5) 本件に必要な資料については、本町から借用し、返却するまでに破損、紛失及び漏えい等がないよう十分注意すること。
- (6) 本件において、発生した事故に対する一切の責任は受注者が負うものし、その状況を速やかに本町に報告すること。
- (7) 本件において、現地調査が必要な場合は、その旨を連絡し日程を調整の上、対応する。
- (8) 成果品に誤りや不備があった場合は、たとえ完了後であっても、受注者の責任で速やかに無償で改善すること。
- (9) 本仕様書等に明示されていない事項や疑義が生じた場合は、その都度、町と受注者が協議の上、決定するものとする。